

## 労働保険特別会計 行政刷新会議仕分け概要（立替払部分のみ）

日時：平成22年10月27日（水）17：10～19：50

場所：サンシャインシティ文化会館2階Dホール

### ○ 民間有識者（清水涼子委員）

あの雇用2事業もそうなんですけど、労災勘定の社会復帰事業、このなかの未払賃金立替事業っていうのがあるんですけど、これについても見直しを是非お願いしたいと思っております。そもそも、これが労災の範囲なのかというようにという気、まず、逸脱しているのではないかというような懸念がございます。また、未払賃金というのは一般債権よりも順位が高いのに、立替払することによって順位が下がるというふうなことでモラルハザードにつながるということもございます。

それから、これを補助金ということを出すことについて、出された側としては、回収のインセンティブが果たして働くのかということですね。そういった懸念があります。これについては、最大限努力するというふうに法人の方の中期目標なり年度計画なりにも書いているんですけども、やはり限界があるのではないかと思うんですね。こういったところも、補助金という形ではなくて、その退職者に対して、特に法的知識がない労働者であってもですね、債権回収を支援するような仕組み、同時に資金援助もするような仕組みは別途考えることもできるのではないかというふうに思うんですね。

こういった事業についても見直しを是非お願いしたいと思えます。

（略）

### ● 厚生労働省

最初、未払賃金の立替払いのお話がありましたので、これは、倒産などで事業主がいなくなったとか、払ってもらえないという方に、国が代わってお支払いをするということですので、当然求償権はこちらがとりますので、これは是非必要な事業でございます。

ただ、このためだけに新たな保険制度を作るのはいかにも不合理なんで、労災保険仕組みで事業主の協同連帯でやっていただいているということでございます。事業の内容については、より適切なものとなるよう見直しは当然必要です。